



行政書士法人あさひ法務

産業廃棄物収集運搬業の許可申請のお手伝いします！

許可の取得をスムーズかつ確実にしませんか？

★建設業者・解体業者の方は注意が必要です★

産業廃棄物収集運搬業の許可申請は書類収集や作成等、**手間のかかる作業**です。
ご自分のご商売をしながら、そうした作業をするのは大変なものです。事業者様のお時間を有効活用できるよう、私どもがお手伝いできれば幸いです。

注意するポイント

1. 産廃の許可は1県1許可が原則です。
あらかじめどこの自治体の許可が必要なのかを確認してください。
*事業者様によっては、複数の県の許可が必要になるケースもあります。
2. 産廃の許可は具体的でなければなりません。
どこで出るか、**どんな（木材とかガラスとか金属とか）産廃を、どこの処分場に持ち込むかを**決めておかなければなりません。
*とりあえず取っておくか、というわけにはいきません。
自分が運びたい産廃を、予定している処分場に持ち込めずに許可申請ができないということもありますので事前確認が大事です。
3. 申請の前に、講習会の受講修了が前提。更新のときにも必要です！
講習会の開催回数は少ないうえに、定員制ですので、お早めに。
4. 経営状況がポイント
事業において利益が計上されず、かつ、債務超過の状態にある場合は、許可を取ることが難しくなります。しかし、債務超過となっても、今後の事業計画書などを提出することにより許可を取ることが可能です（自治体により異なります）。ご心配な場合は、ご相談ください。

みなさんのその悩みを「あさひ法務」が解決します！

オフィシャルホームページ

<http://www.asahihoumu.com>

あさひを見上げて

あさひ法務

検索



お問い合わせ

お電話でのお問い合わせは、柏事務所へ。

《柏事務所》 TEL 04-7164-0638 FAX 04-7166-4154



税経センターグループ

行政書士法人あさひ法務 <http://www.asahihoumu.com>
〒277-0005 千葉県柏市柏4-5-10 サンプラザビル2F

産業廃棄物の収集運搬の許可を受ける皆様へ

2019年度産業廃棄物収集運搬業に関する講習会日程(上期)

■千葉県	〔新規〕	7月10日～	7月11日	千葉県自治会館
	〔更新〕	4月24日		千葉県教育会館
		5月21日		千葉県自治会館
		7月12日		千葉県自治会館
		9月19日		千葉県自治会館
■東京都	〔新規〕	5月16日～	5月17日	ベルサール西新宿
		6月6日～	6月7日	ベルサール西新宿
		9月5日～	9月6日	ベルサール西新宿
	〔更新〕	5月10日		ベルサール西新宿
		6月14日		ベルサール西新宿
		7月5日		ベルサール西新宿
		9月20日		ベルサール西新宿
■茨城県	〔新規〕	6月5日～	6月6日	茨城県開発公社ビル
	〔更新〕	7月19日		茨城県開発公社ビル
■埼玉県	〔新規〕	7月11日～	7月12日	さいたま共済会館
	〔更新〕	5月24日		さいたま共済会館
		9月6日		さいたま共済会館
■神奈川県	〔新規〕	6月27日～	6月28日	Lプラザかながわ労働プラザ
		8月29日～	8月30日	Lプラザかながわ労働プラザ
	〔更新〕	6月26日		Lプラザかながわ労働プラザ
		7月18日		Lプラザかながわ労働プラザ
		9月26日		Lプラザかながわ労働プラザ

産廃収集運搬業の許可申請をする際に、「講習会の修了証」は必ず必要となります。

受講してから「講習会の修了証」がお手元に届くまでに、約3週間かかります。

講習会は回数が少なく定員制ですので、先着順となり、希望の場所や日程で受講出来ないこともあります。産廃収集運搬業許可の申請をご検討中で、講習会をまだ受講されていない方は、お早めにお申し込みください！

なお、許可の更新をする際にも期限が有効な「講習会の修了証」は必ず必要となりますので注意が必要です。※有効期間は、新規講習修了から5年、更新講習修了から2年

当事務所では「受講の手引き」を用意しております。また、受講の申し込み手続きも承っております。忙しくて時間がない場合など、お気軽にご依頼ください。

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターのホームページからWeb申し込みもできます。

ご不明な点がございましたらお尋ねください。

【連絡先】行政書士法人あさひ法務 TEL：04-7164-0638